

開催概要

	第1回(R7.8/15)	第2回(R8.2/6)
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 部会長の選出 ● 大阪府感染症予防計画に基づく取組について(R6年度取組・R7年度計画) ● 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組について(R7年度計画) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府感染症予防計画に基づく取組について(R7年度取組・R8年度計画) ● 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組について(R7年度取組・R8年度計画)

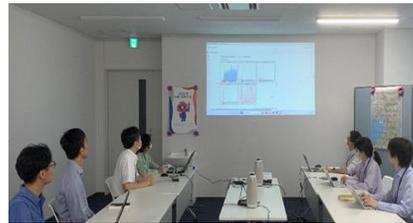
各計画の項目

大阪府感染症予防計画			大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画		
①感染症予防、まん延防止	⑤移送体制	⑩緊急時のまん延防止	①実施体制	⑤水際対策	⑩検査
②情報収集・調査・研究	⑥宿泊施設	⑪啓発	②情報収集・分析	⑥まん延防止	⑪保健
③検査	⑦外出自粛者の環境整備	⑫施設内感染の防止	③サーベイランス	⑦ワクチン	⑫物資
④医療体制	⑧人材の養成	⑬特定感染症(結核・性感染症、麻しん・風しん・蚊媒介感染症等)	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑧医療	⑬府民生活・府民経済
	⑨保健所体制			⑨治療薬・治療法	

令和7年度の主な取組

<感染症予防、まん延防止>

- HPVワクチンセミナーの開催等、予防接種の正しい知識の普及啓発
- 感染症サーベイランスシステム利用促進に係る研修等の実施
- 万博開催期間中における大阪・関西万博感染症情報解析センターによるサーベイランス体制の強化



<センターのミーティングの様子>

<検査、医療、宿泊体制等>

- 医療措置協定等に基づく体制確保

<情報収集、調査、研究、分析等>

● 大阪健康安全基盤研究所の機能強化

- ・下水サーベイランスの検証
- ・大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)との包括的連携協定の締結
- ・大阪府、大阪市、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)及び大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)との5者による感染症危機事象に備えた連携協定の締結(予定)



<夢洲下水採水の様子>

<人材の養成>

- 医療機関むけ新型インフルエンザ等対応力向上研修の実施や、公衆衛生医師、感染管理認定看護師等を対象とした人材育成

令和7年度の主な取組

<啓発>

- 府民向け啓発セミナーの開催や、SNS等での情報発信

<特定感染症予防指針(結核・性感染症等)>

- 結核における服薬手帳等の多言語化、医療通訳者派遣などによる外国人患者支援
- 大阪府エイズ対策基本方針の改定や性感染症にかかる郵送検査の実施



大阪府公式ホームページ
12/1~12/7:世界エイズデー
郵送検査のPR動画の掲載

<緊急時のまん延防止等>

- 患者移送訓練や新型インフルエンザ等対策本部設置・運営訓練等の実施

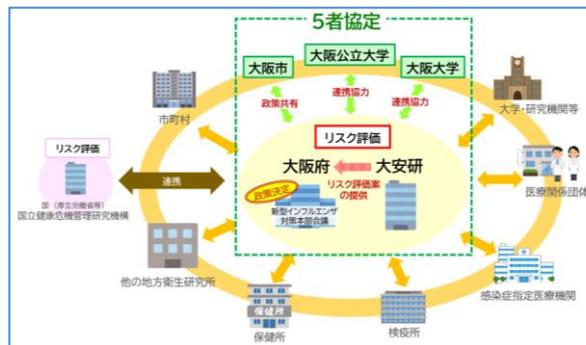


<治療薬・物資>

- 個人防護具や抗インフルエンザ薬の計画的な備蓄及び適正管理

令和8年度の主な取組

- 新たに定期接種となるRSVワクチンの広報啓発を実施
- 健康危機管理監を中心としたリスク評価の推進
 - ・5者連携協定に基づく取組の推進
 - ・大安研内部でのリスク評価会議(仮称)の試行的運用
 - ・速やかなリスク評価の実施に向けた初動対応訓練の実施 等
- 大学と連携し、リスク評価に資する下水サーベイランスの検査項目の検証等
 - ・採水地を拡充し、流行予測等の社会実装化にむけたデータ収集・分析
- 全ての協定締結医療機関に対し協定継続の意思確認を実施



情報収集・分析に係るネットワーク(イメージ)

- 民間移送機関、宿泊事業者等向け研修の実施
- 電車内モニターでの啓発動画の放映
- 感染症指定医療機関等と連携した訓練の実施
- 国指針改定に伴い大阪府結核対策計画を改定
- 大阪府エイズ対策基本方針に基づく取組の推進
- 個人防護具や抗インフルエンザ薬の計画的な備蓄及び適正管理

委員からの主な意見

- 定期接種となるRSVワクチン等、行政には情報発信に努めてほしい。
- 感染症サーベイランスシステムの利用促進を早急に進めるべき。
- G-MISの利用促進は、大多数の医療機関(約84%)が活用しているというポジティブな形で、利用促進の啓発をしていくのがよい。
- 5者連携協定について、良い取組だと思う。今後も5者で連携しながら、ICNや公衆衛生医師等の人材育成を進めていく。
- 民間救急事業者等への研修については、今後発出される予定のマニュアル等も活用しながら取り組みを進めるとよい。
- 外国人にむけた多言語での幅広い啓発に今後も取り組んでいただきたい。
- 結核は、一般の方は過去の病気やBCG接種していれば感染しないという誤解があるので、啓発のしかたを検討する必要がある。

(参考)感染症予防計画に基づく数値目標等(抜粋)

項目	実施機関	【流行初期期間】発生等の公表後3か月程度								【流行初期期間経過後】発生等の公表後から6か月程度以内							
		数値目標				R7.10.1時点				数値目標				R7.10.1時点			
病床確保	病院 診療所	重症病床 270床 軽症中等症病床 2,383床				重症病床 270床(100%) 軽症中等症病床 2,398床(100.6%)				重症病床 379床 軽症中等症病床 3,997床				重症病床 379床(100%) 軽症中等症病床 4,008床(100.3%)			
		1,985機関				2,474機関(124.6%)				2,131機関				3,033機関(142.3%)			
在宅療養者等への医療の提供	—	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設等	障がい者施設等	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設等	障がい者施設等	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設等	障がい者施設等	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設等	障がい者施設等
	病院診療所	1,216 機関	456 機関	689 機関	648 機関	1,924 機関 (158.2%)	1,007 機関 (220.8%)	981 機関 (142.4%)	868 機関 (140.0%)	1,285 機関	463 機関	708 機関	665 機関	2,047 機関 (159.3%)	1,037 機関 (224.0%)	1,025 機関 (144.8%)	904 機関 (135.9%)
	薬局	2,997 機関	2,744 機関	2,804 機関	2,795 機関	3,814 機関 (127.3%)	3,541 機関 (129.0%)	3,583 機関 (127.8%)	3,559 機関 (127.3%)	3,046 機関	2,779 機関	2,837 機関	2,825 機関	3,896 機関 (127.9%)	3,613 機関 (130.0%)	3,675 機関 (129.5%)	3,647 機関 (129.1%)
	訪問看護事業所	615 機関	273 機関	437 機関	401 機関	618 機関 (100.5%)	276 機関 (101.1%)	440 機関 (100.7%)	401 機関 (100.0%)	655 機関	299 機関	477 機関	441 機関	657 機関 (100.3%)	301 機関 (100.7%)	479 機関 (100.4%)	439 機関 (99.5%)
後方支援	病院	感染症以外の患者受入 250機関 転院受入 283機関				感染症以外の患者受入 252機関(100.8%) 転院受入 284機関(100.4%)				感染症以外の患者受入 263機関 転院受入 318機関				感染症以外の患者受入 270機関(102.7%) 転院受入 323機関(101.6%)			
人材派遣		医師:延べ 331人 看護師:延べ 580人 その他:延べ 326人				医師:延べ 345人(104.2%) 看護師:延べ 614人(105.9%) その他:延べ 335人(102.8%)				医師:延べ 341人 看護師:延べ 591人 その他:延べ 335人				医師:延べ 355人(104.1%) 看護師:延べ 631人(106.8%) その他:延べ 346人(103.3%)			

検査(※1)

流行初期期間		流行初期期間経過後	
数値目標	R7.10.1時点	数値目標	R7.10.1時点
26,106件/日	28,106件/日(107.7%)	68,793件/日	72,415件/日(105.3%)

(※1)定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力(全国から受託可能な検査実施能力)を計上

個人の防護
具の備蓄

医療措置協定締結機関のうち、5物資(※2)全てについて施設の用量2か月分以上を備蓄している医療機関の割合		(参考)医療措置協定締結機関のうち、5物資のいずれかを備蓄している医療機関の割合	
数値目標	R7.10.1時点	数値目標設定時点	R7.10.1時点
28.5% [876機関/3,078機関]	31.1% (109.1%) [1,235機関/3,964機関]	84.6% (2,604機関/3,078機関)	88.4% [3,506機関/3,964機関]

(※2)サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋

宿泊

流行初期期間		流行初期期間経過後	
数値目標	R7.10.1時点	数値目標	R7.10.1時点
13,504室	17,192室(127.3%)	16,672室	20,360室(122.1%)

人材養成

対象	研修や訓練の実施又は参加の回数【数値目標】	R8.3.31時点
人材派遣に係る医療措置協定を締結した医療機関における感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者	年1回以上	(※3)
保健所において感染症有事体制に構成される職員(全員)	年1回以上	1回以上開催
感染症対策部門に従事する府及び保健所設置市職員や地方衛生研究所職員	年1回以上	1回以上開催

研修・訓練(※3)

種別	協定締結機関数 (R7.10.1時点)	報告機関数	報告機関数のうち研修訓練の実施機関数	人材派遣に係る医療措置協定の締結機関における報告数	人材派遣に係る医療措置協定の締結機関のうち研修訓練の実施機関数
病院	455機関	433機関 (95.2%)	289機関 (66.7%)	59機関/60機関(98.3%)	47機関/59機関 (79.7%)
診療所	2,814機関	2,322機関 (82.5%)	1,531機関 (65.9%)	—	—
薬局	3,903機関	3,396機関 (87.0%)	3,024機関 (89.0%)	—	—
訪問看護事業所	695機関	446機関 (64.2%)	363機関 (81.4%)	—	—
計	7,867機関	6,597機関 (83.9%)	5,207機関 (78.9%)	59機関/60機関(98.3%)	47機関/59機関 (79.7%)